

福岡最賃審第499号

令和5年10月5日

福岡労働局長

小野寺 徳子 殿

福岡地方最低賃金審議会

会長 丸谷 浩介

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の  
改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年8月22日付け福岡労発基0822第1号をもって貴職から諮問のあった  
標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,053円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月10日